



流山市監査委員告示第12号

財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和2年11月2日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮





第4号様式

流保育第650号  
令和2年8月28日

流山市監査委員 佐々木 健一 様  
流山市監査委員 森 亮 二 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年6月4日付け、流監第5号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和2年6月4日・流監第7号		
監査の種別	財政援助団体監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
子ども家庭部 子ども家庭課	意見	流山市私立保育所等運営事業補助金の地域子育て支援拠点事業において、市に提出された資料の確認不足が見受けられた。所管部課においては、書類審査等のチェック体制の改善、見直しを図り、確認を徹底されるよう要望する。	書類審査に用いるチェック表を新たに作成すると共に、複数人でのチェックを行うことでチェック体制の改善を図る。
子ども家庭部 保育課	意見	保育士支援事業補助金において、市に提出されるべき財産目録、貸借対照表の作成が遅延しており、経営の適正性を把握できないまま補助金を概算交付せざるを得ない状況となっていた。要綱に基づいた書類が提出されない場合の対応について、再検討し、また法人全体の健全な運営にも目を向け、監督、指導を行うよう要望する。	当該法人に対しては、計算書類等の提出について、千葉県からの勧告においても早期に提出するよう指導されているところである。市としても、千葉県と協力し、引き続き早期に提出するよう求めていくとともに、法人全体の健全な運営についても、指導していく。要綱に基づいた書類が提出されない場合の対応については、これまで理由書を提出させ認めてきたが、令和3年度分からは、これらの書類が提出されない場合、交付を行わないこととする。
子ども家庭部 保育課	意見	社会福祉法人 南流山福祉会 なかよし保育園が、年度をまたいで不適切に他園に拠点区分間貸付けをしていることに対し、具体的な返済計画等を提示させ、他園の収支状況や法人全体の経営状況もモニタリングし、確実に拠点区分間貸付けが改善、解消しているかどうか適宜確認を怠らないよう要望する。	当該法人に対しては、拠点区分間貸付けについて、千葉県からの勧告においても早期に解消するよう指導されているところである。市としても、千葉県と協力し、毎年度の計算書類等を適切に提出するよう指導する。他園の収支状況を含めた法人全体の経営状況、拠点区分間貸付けの状況については、計算書類等により確認していく。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。